

指定給水装置工事事業者制度に更新制の導入を求める意見書

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正以来、全国一律の指定要件を持って運用されてきた。

しかし、平成26年度に厚生労働省が水道事業者に対し実施したアンケート調査によれば、平成25年度実績で、指定工事事業者のうち約3,000もの事業者が所在不明であり、違反行為は1,740件、苦情は4,864件に上り、トラブルが多発している実態が明らかになった。

それらのトラブルは、現行制度では工事事業者の新規指定のみが行われており、廃止、休止等の状況が反映されにくいこと、また、水道事業者による指定工事事業者の実態把握や、講習会の実施などによる適切な指導監督が困難となっていることなどに起因すると考えられている。

よって、政府においては、水道利用者の安心・安全のために、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 指定給水装置工事事業者制度を、建設業等と同様に更新制とすること。
- 2 水道が生活密着型インフラであることに鑑み、更新の際は、配管技能者の適正配置の確認や主任技術者の講習会受講実績の確認を行うなど、指定工事事業者の資質が継続して保持されるような制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年（2017年）3月30日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員